

第3回 産業構造審議会 経済産業政策新機軸部会 事業再構築小委員会 議事録

日時：令和6年9月24日（木）13:00～15:15

場所：経済産業省本館17階第2特別会議室及びWebex

1. 出席者：

<委員>

神田委員長、小林委員、杉本委員、長田委員、藤原委員、三木委員、南委員、望月委員、山田委員、山本委員

<オブザーバー>

一般社団法人事業再生実務家協会、一般社団法人全国銀行協会、一般社団法人全国信用金庫協会、一般社団法人全国地方銀行協会、一般社団法人第二地方銀行協会、日本商工会議所、日本弁護士連合会、金融庁監督局、法務省民事局

<ヒアリング対象としての参加者>

株式会社地域経済活性化支援機構

2. 議題

- ・第2回事業再構築小委員会の振り返り
- ・実務関係者（日本弁護士連合会、一般社団法人事業再生実務家協会、株式会社地域経済活性化支援機構）による意見陳述

3. 議事内容

○中西課長 定刻より少々早いですが、ただいまから、産業構造審議会経済産業政策新機軸部会事業再構築小委員会の第3回目を開催いたします。

経済産業省経済産業政策局産業組織課長の中西でございます。皆様方には、御多用のところ、御出席を賜り、誠にありがとうございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

本日、山田委員がオンラインでの御出席、そのほかの委員の方々は、対面で御出席ですので、全委員に御出席いただいているところでございます。よって、定足数を満たしており、本日の小委員会は

成立しておりますことを御報告申し上げます。

次に、配付資料の事務的な確認をさせていただきます。従前どおり、経済産業省の方針として、ペーパーレス化を推進してございますので、資料はお手元のタブレットで御覧いただければと存じます。タブレットの使い方については、お手元に配付しています資料を御覧いただければと思います。

順に、資料1は議事次第・配付資料一覧、資料2は本小委員会の委員等名簿、資料3は事務局の説明資料、資料4は日本弁護士連合会様の御提出資料、資料5-1及び資料5-2は一般社団法人事業再生実務家協会様の御提出資料、資料6は株式会社地域経済活性化支援機構様の御提出資料となっております。

タブレットの使い方について、もしお困りの場合は、お近くの担当の者にお声がけいただければ対応させていただきますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

続きまして、議事の公開でございます。

前回と同様、本小委員会は、一般傍聴は行っておりませんが、議事要旨及び議事録を後日、弊省ホームページにて公開いたします。議事要旨は、迅速な議事内容公開のため、会議後1週間をめどに、事務局の責任で作成の上、弊省ホームページで公開いたします。また、議事録につきましては、会議後1か月を目安に、弊省ホームページで公開する予定でございます。

委員の皆様におかれましては、公開前に後者の議事録の文案を御共有させていただきますので、御自身の発言箇所について誤りがないか、御確認を賜ればと存じます。

それでは、以降の議事につきましては、神田委員長にお願いいたしたく存じます。神田委員長、どうぞよろしく願い申し上げます。

○神田委員長 私、声が出ませんで、大変お聞き苦しくて申し訳ありません。先週から喉の調子が悪く、お許しいただければと思います。

皆様方には、本日も、大変お忙しいところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、早速、今日の議事に入らせていただきます。

まず、前回、第2回の小委員会の振り返りを行いますので、資料3について、事務局から御説明いただきたいと思います。よろしく願いします。

○中西課長 ありがとうございます。それでは、資料3につきまして御説明させていただきます。(第2回小委員会の振り返り)というものでございます。

1ページおめくりいただきますと、(本制度の位置づけ)ということでございます。

黒印が委員などの方々の御指摘、矢印が金融機関の関係者の御指摘となっております。議事要旨

でございますので、個人の名前は書いておりません。

既存制度との棲み分け基準について、金融機関の立場から具体的にどのような基準がよいと考えているのかということについての御指摘がございまして、それについては、事業再生ADR以外の私的整理とは、債務者の事業規模や債権額で棲み分けるべきではないかということで、要するに、事業再生ADRと同じ程度の窮境状況や規模が対象ではないのかということ。

また、事業再生ADRでは通らない計画が本制度に持ち込まれるべきではない。やや異なる考え方の債権者が存在する際に、本制度を活用することが現実的ではないかという御指摘が金融機関の関係者からございました。

あわせて、委員から、本制度を法的倒産手続の延長と捉えるか、私的整理の延長と捉えるかにつき、委員等の議論の土俵が共通ではないのではないかという御指摘がございました。

ページをめくっていただきまして、3ページ目になります。債務者の適格性のお話でございます。

金融機関の関係者から、その入り口段階で、債務者が誠実な対応をしているかどうかを審査することについての御指摘があり、それに対して委員からは、債務者が債権者に対して誠実な対応をしていることを審査することは困難ではないかという御指摘がございました。

それに対して、金融機関の関係者からは、ガイドラインのようなもので対象債務者の要件を定めた上で、多数決を行うことを想定してはどうかという話でございしますが、委員からはさらに、「誠実な対応」というのは人によって見方が異なり、紛糾するおそれがあり、一般的な条項で争いが生じることは、制度の円滑な運用の観点からは望ましくないのではないかという御指摘がありました。それに対して、何が誠実かで争うことは想定していないので、例えば「中小企業の事業再生等のガイドライン」の第2部のような文書に落とし込むようなイメージではないかという御指摘がございました。

委員からは、グレーな要件になると制度の利用可能性に迷うので、可能な限り細かい要件は設けないほうがよいという御指摘もございました。

ページをめくっていただきまして、4ページ目は対象債権の話でございます。

まず、宍戸（常寿）先生だと思いますが、憲法の専門家から詳細な説得力のある意見が出されたことは、議論を大きく前進させるものと認識ということで、今回、金融債権とそれ以外の債権を区分することについての議論が行われておりますけれども、憲法14条との関係でも、憲法上合理性が認められることについて示していただいたことは大変意義深いという御指摘がございました。

その上で、実務的には、商取引債権は手続外としたほうがよいのではないかということに対する御指摘に対し、金融機関の関係者の方からは、一般的にはそうだが、公募社債を発行している場合や、

明らかに債務者の窮境要因を招く一端を担った事業者が債権者にいる場合は、それらを手続に入れなくてよいのかという御指摘があり、特に中小企業の場合には、金融債権者のみを対象債権者とするのが必ずしも合理的でないケースもあるので、選択の余地を残したほうがよいのではないのかという御指摘がございました。

ページをめくっていただきまして、5ページ目に参りますと、担保付債権の話でございます。

担保の有無にかかわらず、金融債権を一時停止の対象とし、本制度の手続に取り込むことについて、金融関係者の意見としても異論がないということの御認識が委員からお示しされておりました。

その上で、権利変更の対象が非保全部分に限られるにもかかわらず、保全部分も議決権に加えることは多数決の同質性を損なうとともに、決議結果にもゆがみが生じるのではないのかという御指摘や、他方、いわゆるリスクも権利変更であり、現在の私的整理の実務では、担保付債権の保全部分のリスクを含めた権利変更について検討しているため、保全債権額も含めて議決権の対象とすべきではないのかという御指摘もございました。

いずれにしても、担保評価手続について、裁判所に異議申立てができるようにすると、法的整理手続の要素が出てくるとともに、手続の迅速性も課題となるのではないのかという違った切り口の御指摘もございました。

ページをめくっていただきまして、6ページ目でございます。

一時停止についてでございますが、裁判所が関与する強制力のある一時停止とするか、事業再生ADRのような任意の一時停止を選択できることとするかは、法的整理または私的整理、どちらの延長かといった制度としての位置づけの議論とリンクする話ではないのかという御指摘がございました。

あわせて、各論でございますが、一時停止について、強制的な仕組みがよいという意見は委員会でも一致しているということでございますけれども、効力解除があったほうがいいのかという話や、一時停止に期間制限があるのかという話についての御指摘があり、金融関係者からの応答がございました。

7ページ目に参りまして、計画案決議についての話でございます。

まず、債権者からの意見を聞き、反映する機会があれば、債権者が納得を得た公正な計画案となり得るのかという委員からのお尋ねに対して、金融関係者の方は、債権者の意見を聞いただけでは公正な計画案とならないケースが多いと考えるが、公正な計画案の最低限の部分は、ガイドラインや法令で一定のものを定めることでクリアできるのではないのかという御指摘がございました。

また、委員から、可決要件は政策問題であり、理論的には決められないのですが、頭数要件を入れ

る合理性は基本的にはなく、債権額要件で足りるのではないかと、頭数要件を入れるとかえって混乱するのではないかと御指摘がございました。

その上で、8ページ目ですが、委員から、いろいろな種類の属性の者がいるため、私的整理を円滑化する方法として多数決を行うという趣旨で頭数要件を入れることも考えとしてはあり得るが、濫用防止の観点から2分の1とすべきで、4分の3までは必要ないという御指摘があり、金融関係者の方からは、主要行が大半のシェアを持っている場合、事実上、少額債権者が議決権を持たないことになり得るため、頭数要件は必要ではないのか。一方で、濫用がなく、手続が公平であるという前提があれば、頭数要件は不要ではないのか。債権額のみ要件とすると、ほかの債権者の賛否によらずに議決が可能となり、実質公平性が担保できないのではないのか。いずれにしても、頭数要件は全金融機関団体から意見が出ているため、慎重に御議論いただきたいという御指摘がございました。

その上で、委員の方からは、頭数要件は不要であり、少数債権者側の濫用のほうが現実性が高いので、濫用の防止は、頭数要件ではなく、合理的な再構築計画案をつくれる仕組みづくりで解決すべき問題ではないかと御指摘がございました。

9ページ目に参りまして、裁判所認可手続でございますが、仮に多数決で可決したとしても、実体的な判断の在り方や中身の適正性も裁判所が見ることを期待しているのか、または多数決で正当化されるという考えかという委員からの御質問に対して、金融関係者からは、多数決のみではよりどころに乏しい。何らかの濫用があった際に、裁判所の不認可の判断がなければ、制度として安心して使えないという御意見がございました。

第三者機関の関与の在り方については、事業再生ADRの手続実施者の役割との具体的な違いは何か、事業再生ADRの手続実施者の今の実務と異なる内容を求めるのかという委員からの御質問に対して、金融関係者の方からは、現行の事業再生ADRは適正な手続として活用されており、多数決原理を持ち込む上で、現行以上の関与をお願いしたいという御指摘や、手続の申請前に、事業再生ADRの申込み段階と同程度の審査をするイメージだという御指摘もございました。

10ページ目に行きまして、引き続き第三者機関の関与の在り方でございますが、手続の厳格性について、そもそも現行の事業再生ADRについて不満があるわけではないのであれば、現行の事業再生ADRの手続と異ならなくても問題ないのではないかと御質問がございました。

それに対して、金融関係者の方からは、確かに、現行の事業再生ADRの枠組みで、ほぼ不満のない対応がなされており、多数決原理が導入される場合に、現行の事業再生ADRでは到底許容されないものが認められることを避けるという趣旨で厳格性の意見を述べられたという御説明がございまし

た。

最後に、11ページ目でございます。

(その他)でくくってしまって恐縮ですが、既存の制度でも株主責任や経営責任を問う手続はあるが、そのような一般論を言っているのか、この制度に株主責任や経営責任を問う仕組みをビルトインする意味かという御質問があり、それに対して、金融関係者からは、通常の私的整理の手続で問われるべき株主責任や経営責任という趣旨であるということ、私的整理の案件で、窮境に陥った場合でも、株主責任・経営者責任がない案件もあるという趣旨で、原則的にという趣旨だという御説明があり、それ以上の話について、追加的に何か必要という趣旨かという御質問に対して、金融関係者の方からは、現行の事業再生ADR等の私的整理をベースとした意見だというお答えがございました。

以上、総論から各論まで、金融関係者の方と委員等との間のやり取りを御紹介させていただきました。

以上です。

○神田委員長 どうもありがとうございました。

それでは、次に、「実務関係者からのヒアリング」に移らせていただきます。

まず、資料4につきまして、日弁連を代表して、弁護士の高井先生、よろしくお願いたします。

○高井オブザーバー 弁護士の高井でございます。何分ぐらい予定したらよろしいでしょうか。

○神田委員長 10分程度でお願いします。

○高井オブザーバー それでは、最初、弁護士の高井章光から御説明申し上げまして、その後、小畑英一弁護士から補足をさせていただきます。

皆様のお手元にもお配りされていると聞いておりますので、要点をもって御説明いたします。

弁護士会内で議論したとき、決して具体的な記載内容を前提とした議論となっていませんでした。なかなか難しい部分があったので、様々な意見があったということを前提としております。

その中でまとめたものがお配りしているものでございますが、総論につきましては、多数決で債務整理できる法制度を広く検討することには賛成する。ただし、事業再構築の内容が不明確であるので、明確化してほしいということがございます。

その中で、新しい制度をつくるのであれば、一定の利用可能性が必要だろうということで、その対象を極端に狭くしたり要件を厳しくしたりすれば、それは使い勝手が悪くなるということ。

ただ、広く利用される場合に問題点があるだろうと考えており、ここが一番、日弁連の意見としては危惧している点ですが、既存の私的整理・法的整理との関係で大きな影響が生ずると、既存の私的

整理・法的整理でいろいろな問題をうまく解決している部分が捨象されてしまうという悪い影響が生じるのではないかという点を、非常に懸念しております。すなわち、多数決で成立するというならば、ほかの私的整理、要件的に全員一致ということよりは成立可能性が高いと表面的には考えますので、選択肢としては第一選択ということになるわけですが、そこは、ほかの制度との関係で、悪影響が生じないかということが気になっております。

そういったところで、既存の私的整理にて成立困難であった事例に限って本件の制度を使うということ。つまり、例えば、事業再生ADRをやってみて、全員一致でできなかったと。では、今度、裁判所のオプション案を申請して、全員一致でできなかったものを、次、多数決でやるといったオプション的な運用ができる制度が望ましいという意見が多くございました。

ただし、この場合について、全く通常の私的整理と、次に、法的な拘束力を持つ多数決で行う、裁判所が関与する手続が入りますので、入り口の段階から、少数の債権者としては、通常の私的整理につきまして、どうせ多数決に行くのであれば、最初の通常の私的整理、全員一致のほうに自分から参加しないといった形も考えられ、その場合ですと、最初の入り口の通常の私的整理はほとんど行わず、もしくは飛ばして、新しい多数決による制度が開始されるということにならざるを得ないこともあり得るということで、この既存の制度との関係で新制度をどう作るかというのは、技術的な問題もいろいろあるだろうと思っております。

他方で、今申し上げたことから、既存の制度を行ってからではなくて、最初から新しい制度を行う。これは既存制度と並置するという考え方も示されているところでございます。

なお、例えば、事業再生ADRよりも緩やかな条件で始めるということになりますと、いずれの制度においても問題が非常に大きくなるので、その入り口要件については、慎重に検討すべきだろうということがあります。

中小企業については、今、既存制度は一定の合理的な対応ができていますので、新しい制度を必要としているのかということについては留意が必要であるという意見がございます。

対象債権については、取引債権、それから、拘束力を持ちますので、リース債権については対象外として行うべきという意見でございます。

担保付債権につきましては、一時停止の対象とする場合については、こういった要件にするのか、それを裁判所が迅速に判断できるのかという技術的な問題があるという指摘がございます。

多数決のときにどのように取り扱うのかということにつきましては、非保全部分のみ議決権行使が認められるべきという意見です。

担保権については、民事再生の別除権協定のような形で合意を別途取るといった意見が多数でございますが、前回、南委員がおっしゃられていた担保権者の事業に必要な財産についての意思決定と再生計画の成立の同時性を尊重しますと、これはオプション型になりますが、最初に通常のADRでの全員一致の意思結集を行い、その結果、一部、少数債権者が反対であるといった場合に、債務者がこの手続を申請するといった場合には、裁判所がそこから関与し、その時点で、非保全債権部分について、4分の3以上であれば認められるべきと考えます。

担保権者につきましては、最初の全員一致の意思結集の際に、担保権者が同意していれば、そのまま履行可能性を認め得るといった評価をして、裁判所が認可するといった形で行うこともできるのではないかと考えているところです。

一時停止につきましては、裁判所の手続で拘束力のあるものが必要でしょう。多数決を前提とする制度であれば、そのように考えております。

ただ、その場合の要件、民事再生法26条から31条など、どのように定めるのか、また、管轄をどこにするのか、それから、担保権実行を含めることはあるかもしれませんが、ほかの倒産手続の申立て禁止というところまでは行き過ぎではないのかと考えているところです。

計画案につきましては、清算価値保障、また、通常の準則型私的整理で求められる数値基準が用いられるべきと考えます。

担保権者の議決権については、先ほど申し上げたとおりですが、議決権で争いがある場合の認定につきましては、裁判所の簡易な手続で行ったかどうか。今でも、民事再生手続、会社更生手続におきまして、例えば、査定の申立てがされていて、結論が出ないまま決議する場合には、裁判所が適切な判断をして議決権を決めており、それについて、金融機関を含めて実務的に安定しておりますので、そういった手続でいいと思っております。

頭数要件については、特に意見はございません。

認可要件については、4分の3以上。

裁判所が認可を行う場合の判断につきましては、時間がかかる要件が入ってしまいますと、なかなか迅速な手続が行われないということからしますと、清算価値保障の確認手続が公平になされているか、決議要件といった判断が容易であるものについて、裁判所が判断する形になると考えております。

第三者機関につきましては、事業再生ADRと同じレベルの関与を想定しており、また、それほど影響を生じない内容とすること、さらに手続機関の連携の必要性。それから、先ほどのように事業再生ADRと本制度を並置する場合については、本制度の手続の厳格さは事業再生ADRと同程度とし、

それ以上に厳しくすべきではないと考えます。

ADRの事務実施者が裁判所の事務の補佐をすることがあってもよいかと思っております。

最後に、現在、事業再生ADRもしくは中小企業活性化協議会から特定調停に移行した案件が幾つかございまして、事業再生ADRからは2件ぐらい、中小企業活性化協議会からも何件かあるようです。ただ、そもそもそれぞれ成立することが多いため、数はそんなに多くないと聞いております。

私から以上でございまして、今、小畑弁護士から特に補足がないので、後で御質問等頂ければと思っております。

以上でございます。

○神田委員長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、資料5につきまして、事業再生実務家協会を代表いたしまして、中井代表理事から御説明を頂きます。よろしく願いいたします。

○中井オブザーバー 事業再生実務家協会の代表理事の中井でございます。本日は、発言の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

資料は2つ用意しましたが、パワーポイントのほうの2ページ目をお願いします。

このパワーポイントに従って御説明申し上げますが、「意見書」を別途、提出しております。第1回で論点になった点及び第2回で論点になった点、事務局で整理していただいた各論点について、実務家協会としての意見をまとめております。

ここに目次のみ記載しておりますが、既に御高覧のことと思いますので、この場での説明は全て割愛させていただき、この後、意見交換の機会が適宜、御質問ないし議論することができれば幸いと思っております。

そこで、次のページをお願いいたします。

この機会に、実務家協会として申し上げたいことを絞りました。すなわち、現在、私的整理手続として一定使われ、また、信頼されていると理解しております事業再生ADR手続と本制度との関係に特に焦点を当てて申し上げたいと考えております。

今行われている全員同意型の事業再生ADR手続に対して、本制度を創設するときの重要な視点ということで、まず第1と書いておりますが、それは何人も認めることだろうと思っておりますが、事業再生計画案の内容の公正性・公平性及び合理性を確保することが最重要課題である。先ほど多数決の要件のところ、頭数要件などの議論もありましたが、その問題の焦点はこの点にあるのではないかと考えております。すなわち、この手続においてもそうですし、いわゆる私的整理における全員同意型で

あれ、今現在取られている法的倒産手続における多数決制であれ、計画内容の公正性・公平性、合理性の担保が、終局的には最も重要な事柄である。

すると、それを担保するための制度として何が必要なのか。「意見書」の第1にも書きましたが、ここに挙げた4つの点、すなわち、公正中立な第三者機関の関与、清算価値保障原則の充足、数値基準の設定、資産評定基準の設定によって、まず、計画の内容の適正性を担保すべきであるということになるかと思えます。

その観点から、現在の事業再生ADR手続と本制度を比較といいますか、事業再生ADR制度を見たいと思えます。

すなわち、今の4点について、どのようになっているかですが、いずれも産業競争力強化法もしくはその下位にある省令等で詳細に記述されております。この記述の内容について、これまで、問題がある、不相当である、十分でないという御指摘があったとは思いません。そうだとすると、新たな制度を設ける場合、それが多数決制であれ、全員同意型の事業再生ADR手続であれ、目標とする計画内容の公正性・公平性、合理性を評価する基準として、事業再生ADRと異なる基準をあえて持ち出す必要はない。ダブルスタンダードの必要はない。ここの表現で、計画内容は同じになると書いてしまいましたが、これは若干ミスリーディングだったかもしれません。債務者が最も適切となる事業再生計画を立案する。その内容を評価するに当たって、多数決制を取る本制度か、もしくは全員一致型の事業再生ADRであるかによって、その評価の基準を変える必要はないという趣旨でございます。

例えば実態バランス、資産評価額をどのように算定するのか、その前提として、資産評定基準をどう定めるのかということは、異なる基準でつくる必要性はない。

また、同じ計画に対して、多数決制を取る本制度と全員同意型を取る制度とで、仮に公平な第三者機関が登場したときに、この第三者機関がその判断を異にすることもないと考えます。

つまり、求められるものが公正中立、合理性のある計画であればよい。目指すべきは、その確保にあると整理すべきだと思っております。

重要な視点の第2、5ページになります。

本制度について、私的整理の延長か、法的整理の延長かという御議論があるようですが、この手続は、計画自体について、全員同意を得ることを目標に進められる。それは全員同意型の事業再生ADR手続もそうですが、法的倒産手続であれ、100%同意を目指して行動するのが当然であり、それこそ全員が納得した計画となって、その事業再生が円滑に進むと考えるからです。

したがって、公正で公平かつ合理性がある、かつ履行可能性のある計画は全ての債権者の利益にな

るわけですから、本制度でも、対象債権者全員の理解を得られるように手続が進められるべきだと思っています。

債務者としては、全員の同意が得られる内容の計画の策定に努める。仮に関与する第三者機関がいるとすれば、全員同意を得ることを目指して手続を主宰する。こういうことになるだろう。

では、本制度はどういう場合に機能するか。それは、公正・公平で合理的な計画を策定し、全員同意を目指したのに対して、一部債権者が同意しない場合に備えた制度として位置づけるのが相当ではないかと思っております。

そうだとしたときに、改めて、全員同意型の事業再生ADR手続がどのような実績を有し、どのように評価されているか、簡単に御紹介したいというのが次の6ページでございます。

2024年6月末時点の数字を紹介しております。総件数は99件、成立件数は71件、そのうち上場会社は36件、成立件数は24件、約7割が成立しております。

決議に至ったけれども、反対債権者がいたために成立しなかったのは1件です。

取下げをした案件は、取下げ理由は様々あるのですが、対象債権者全員の同意が得られないために、債務者としては取下げをした事例以外に、スポンサーが撤退したために、計画自体がつかれずに取下げをした事例、反対に、第三者支援が確定して、再生の可能性が生じたので、もはや手続を使う必要がなくなって取り下げた事例などがあります。

これらの手続に関与している現在の手続実施者の人数・資質などについて、ここに記載しました。これについても産業競争力強化法及びその省令等で詳細に定められており、現在の手続実施者はこれらの資格を有している。むしろ、政省令で定められているより、より知識・経験の多い者が選定されているのが実際です。

事業再生ADR手続に対する評価は、前回の銀行様の御意見にもあったものと理解しておりますが、とりわけ中堅企業以上の対象債務者を対象とする準則型私的整理手続としては信頼性が得られているものと考えております。

そうだとすると、事業再生ADR手続で準備されているものを、どのように本制度に反映させていくかを考えるのが実務的ではないかと考える次第です。

そこで7ページを御覧ください。

まず、全員同意を前提とする事業再生ADR手続は引き続き活用されるものと思います。対象債権者、金融機関にとっては全員同意型がより好ましい。とすれば、債務者も、手続選択に当たっては、全員同意型を目指して手続を行う。まずは、それが素直なスタートであろうと考えます。

そうだとしたとき、本制度が利用される2つの場面があるのではないかと考えております。

1つは、そのような形で全員同意型の手続を進めた。計画内容については、公正・公平で合理性がある、履行可能性もあるという第三者機関の調査報告が出たにもかかわらず、一部債権者がある意味、不合理な反対をして計画が実現しない。これは誠にマイナスでございます。それを防ぐときに本制度に移行する。計画を可決し、事業再生を遂行していくことが全債権者の利益にかなうわけですから、そういう場面が1つ。

もう一つは、当初から手続不参加ということで、事業再生ADRなど全員同意型の手続に乗ることに反対する債権者がいる場合、金融機関を対象債権者とする制度をつくった場合には、その例は極めて少ないとは思いますが、そのような場面で一時停止命令を活用して本手続に入る場合がある。

そういう2つの場면을想定するのが適切ではないかと考えている次第です。

そのとき、いずれにしろ、全員同意型を前提とし、事業再生ADR手続の評価を考えるならば、その基本的枠組みは共通としてよいのではないかと、それが相当ではないかと考えるわけです。

8ページ、そうすると具体的な制度設計はどうなるのか。

「計画内容の公正性・公平性、合理性を確保する基準」というのは、ここに書いたものを定めるわけですが、それはADRの基準、現在、政省令で定められている基準と同じにしてよいのではないかと。

公正で透明性のある手続であることが重要です。ここに4点書いておりますが、これらのことを充足するのが望ましい。これは全て事業再生ADR手続の中に具体的に表現されております。

前回、金融機関の方々から御指摘がありましたが、現在、ADR手続では、利用申請、当初の段階から審査会が設立され、審査会で審議され、その後、仮受理に進めば、手続実施者予定者が計画の内容等について審査し、その調査報告が出た後、初めて正式受理となっております。正式受理後には、基本的には対象債権者の参加する会議において対話の機会が設けられ、計画変更の機会も設けられ、様々な論点について調査検討したものが報告書としてまとめられ、その結果を踏まえて決議に至っております。そうだとすれば、現在、事業再生ADRで設けられている手続を本制度の中に設けることで、ある意味で必要にして十分ではないかと考えるわけです。

この手続を担う機関として、公正中立な第三者機関の設置が必要ですが、それは、今申し上げたことを考えるなら、事業再生ADR手続における第三者機関、具体的には手続実施者になりますけれども、これらの活用が必要であり、それで十分ではないかと考えている次第です。

そうすることによって、さらにメリットとして、先ほど日弁連からありましたが、手続移行型においても十分有効に機能する素地といいますか、基礎ができると考えております。

最後に、裁判所の役割について、9ページに記載させていただきました。

裁判所の役割は重くすべきではないと思っております。

主にどの点で裁判所が機能を果たすべきか、2つあります。

1つは、計画の認可決定である。その計画の認可決定についても重たい手続とはしない。計画が手続的に適正に成立したか、計画内容の公正性等が第三者機関によって適切に確認されたかを判断する役割を担うのが1つ。

もう一つは、本制度利用に反対する債権者が存在する、もしくは存在する可能性がある場合に、当該債務者にとっては、もしくは債権者にとっては、本制度を利用して、事業再生を検討する機会を設けることが必要であり、合理的であれば、一時停止命令を発令して、その機会を確保するというところで、この場面での役割が期待されるのではないかと考えております。

次に書いたことは、今申し上げたことと重なりますが、基本的には手続の適正性に重点を置く。

仮に実体的判断をすとしても、「意見書」にも詳細に書きましたが、計画の内容、公正性・公平性、合理性、履行可能性等については、恐らく第三者機関が調査報告を出しておりますので、裁判所はこの結果を尊重して判断すれば足りるのではないかと。

一時停止命令についても、一時停止を発令する必要性と相当性のみ裁判所が審査すれば足りるのではないかと考えている次第です。

この手続は、ある意味でハイブリッド型と言われるのかもしれませんが、裁判所の関わりをある意味で最小限にすることによって、迅速な事業再生を実現することに注力すべきではないかと考えている次第です。

以上でプレゼンを終わらせていただきます。ありがとうございます。

○神田委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、資料6につきまして、地域経済活性化支援機構を代表して、渡邊代表取締役社長様からプレゼンテーションを頂きます。よろしくお願いいたします。

○渡邊様　　REVICの渡邊でございます。私から、REVICの再生支援の活動状況と意見を少々お伝えさせていただければと思います。

資料を1枚めくっていただきまして、2ページ目、会社概要でございます。

REVICというのは何だという方も中にはいらっしゃると思いますので、簡単に書かせていただいておりますが、法律でつくられた官民ファンドでございます、資本金131億です。

役員は、私が社長を務めさせていただいておりますが、社外の地域経済活性化支援委員会という第

三者委員会がございまして、そこに5名の委員の方に参加いただいております。役所からも、経産省では田中、財務省からは柴田という形で、半官半民の組織でございまして。

続きまして、次のページをめくっていただきまして、私どもの業務内容でございまして、REVICは、どちらかというところ、金融機関の皆さんと一緒にいろいろと地域活性化活動を支援するという官民ファンドでございまして、まさに揺り籠から墓場まで、地域金融機関の皆様がやっている業務を後方支援するという立場でございまして、今日の主眼は、恐らく事業再生というところでございますので、少し書いておりますが、そういった業務をやらせていただいております。

続きまして、事業再生支援業務の内容でございまして、一般的に「3点セット」と呼んでいますけれども、まず、対象となる企業は、地域の中核となる企業でございまして。「これは中堅企業ですか」と言われれば、「そうです」ということでございまして、「中小企業は入らないのですか」と言われれば、「入ります」という形で、後ほど御説明しますが、地域の中核企業を支援していこうという会社です。

人とお金と金融機関調整、この3つをセットでやらせていただいております、対象事業者に人なりお金なりを入れるとともに、金融機関調整をさせていただいているという業務でございまして。

次のページに特定支援業務というのがございまして、通称、再チャレンジ支援ということでございまして。申し上げづらいですが、廃業の支援をやらせていただいております、事業再生できないような企業に対して、清算までのお手伝いをさせていただいているということでございまして。

ここの特徴的なものは、再生のお金と人を出さない。金融機関調整をやっていくということでございまして、そういった業務もセットでやらせていただいております。

今現在、事業再生支援業務の基本方針として、次のページに書いておりますが、先ほど申し上げた地域中核企業に対して、お金と人の両面から健全なソリューションを供給しようということで、今、金融機関の皆様と連携して再生に至っているということでございまして。

地域中核企業の想定ということでございまして、一言で言うと、地域内への経済的な波及効果が大きい企業を対象に考えてございまして、要件として、②、③、④と書いてございまして、それなりに雇用集積がある企業や生活インフラ企業です。交通事業者などもそうかもしれません。それから、公共性・代替可能性の観点から重要な企業。これも交通事業者や病院などです。こういった企業がないと、地域の実体経済が回らないといった重要な企業を中心に応援していこうということで取り組んでおります。

次のページですが、具体的に4つのシチュエーションで金融機関とお話をしてございまして。

グラフの右端に矢印が4つございますが、1つ目は、早期事業再生支援ということで、どちらかという、まだ破綻には至らないけれども、このままだと経営破綻に至るのではないかといった会社に対して、早めの支援をしていこうというのが1つでございます。

もう一つは、伝統的な抜本的事業再生支援ということでございまして、これはREVICが直接支援する場合もございますし、スポンサーを招聘する場合もございますが、今の環境下では、REVICの出資の支援を主として活動しております。

それから、事業をやめたいのだけれども、承継先があるということは、特定支援業務で事業承継を支援していく。

また、事業承継先がみあたらない事業者に対しては、そのまま廃業のお手伝いをする。

この4つのメニューで対応させていただいております。

7ページ目以降は、コロナでどんなことをやってきたかということでございますが、10件ぐらい事業再生をやらせていただいております。

対象となる金融債権者は、地域で事業再生をやっていますので、海外の債権者が出てくるケースはあまりないのですが、この10件についてもございません。

ただ、対象債権者数は、資料にある「他地域」というのは、多くの地域と読み替えていただいても結構なのですが、多くの地域に展開する事業者ほど多くなる傾向があるので、本当に案件ごとということございまして、例えば、最初の小売事業者は、債権者は10者なのですけれども、そこそこ売上げ大きな会社でございます。他方で、次のページをめくっていただくと、8番目の事業者は47者の債権者がおりまして、そんなに大きくはないのですが、債権者の数が非常に多い企業でございます。

こういった数の金融債権者に対して、REVICが全員に賛成を求める形で支援決定をし、支援をしているという状況でございます。

事業再構築という視点で、どんな事例があるかということで、この10件の中で、1つの事例を簡単に御紹介させていただくと、9ページ目に自販機のオペレーターの話があります。多分、皆さんのオフィスにカップコーヒーなどがあると思うのです。うちも入れさせていただいておりますが、コロナになって、社員がみんな来なくなってしまったということで、このカップコーヒーの自動販売機オペレーターは非常に窮境に陥ったという事例です。

10ページ目を見ていただくと、スキームとしては非常にシンプルで、金融機関にDESをお願いし、REVICが人とお金を支援しているという部分が1つです。

右側のところに大手飲料メーカーということで、カップ式自販機事業を行っている大手の飲料メー

カーが2社あったのですが、撤退したいということだったので、これをアベックス社に事業譲渡していただいて、業界再編的に一緒に支援するという形を取らせていただいた事例です。

金融支援はDESにしておりますが、その当時は、コロナで非常に苦しんでいる時期でしたので、どこまで回復するか、ちょっと読めなかったこともありまして、債権放棄ではなくて、いずれはアップサイドも考えられるようなスキームとしてDESを提案させていただいて、やらせていただいたということでございます。

以上が簡単な事例でございますが、実務家協会の方、先生方が既にコメントしていますが、私どもからも、重複する部分もございますが、コメントさせていただければと思います。

まず、事業再構築関係ですが、今、事業再構築の定義として、業態転換云々と書いてあって、「～その他収益力の向上のための事業活動」とありますけれども、私が素人目で見たとときに、「これは事業再生のフェーズでは必ず取り組む」と捉えてしまったので、これをそのまま当てはめると、全部適用されてしまうのではないかなと危惧を覚えましたということでございます。これはいずれ、いろいろな議論がされると思いますが、そう思いましたということでございます。

実際、事業再構築の定義を決めようとする、誰でも理解できるように言語化するのは多分難しいだろうと思っております。仕組み上では、多分、指定法人が受け取った事業再生計画を評価して判断するのだろうと推測しております。すると、指定法人のところで、先ほども少し議論があったと思うのですが、一定のオーソリティを付与する仕組みがあったほうが、金融機関の理解が得られやすいのではないかと思います。事業再構築の判断を指定法人がするのであれば、一定のオーソリティがあるほうがよりスムーズかと思っております。現スキームだと、裁判所が関与していますので、その手続の一定の透明性は担保されているので、問題はないと理解しております。

2番目の一時停止は、一般論ですが、多数決なら、ある程度強制力を持たせないと手続が進まないと素人なりに感じたところでございます。

次のページをめくりまして、決議要件でございますが、これもいろいろな御意見があると思っておりますけれども、保全債権と非保全債権を分けるということで、この辺のところは、担保評価に時間を要すると、スキームを組む前の手続が遅延するおそれがあると思われました。

私的整理は、伝統的にメインバンク主導で行っております。昨今の状況で、いろいろ変わりつつありますが、私たちがやっている手続も、メインバンクにやる気があるかどうかを前提に進めておりますけれども、大体、メインバンクは保全が多いので、ここの部分を決議要件としてしまうと、私的整理の考え方が少しくずれてしまうのかという懸念を覚えた次第でございます。

それから、手続の使い勝手のよさということで考えると、実務家協会の中井先生からありましたが、頭数要件は要らないのではないかなと思います。

ただ、1行で債権額の可決要件を満たす場合は、やりたい放題というのもどうかと思いますので、1行以外にも賛同する対象債権者が必要かと思った次第でございます。

以上が意見でございます。

最後、「今後について」ということで、事業再構築という視点で、私のほうで少しまとめさせていただきましたが、コロナを越えて、大分落ち着いてきた世の中になっています。いわゆるP Lの部分は解消傾向にあるなど感じておりますが、ツケが結構たまっているという意味で、B Sの解消は長期化するのではないかなという懸念を覚えています。

それに輪をかけるように、人口減少という社会課題が乗っかってきているので、事業再生に至るような企業は今後も増えるのではないかなと見ています。

その場合において、4つのタイプというのがありますが、1つ目は、内需依存型です。消費する人が少なくなるので、内需依存型企業は苦しいだろうということ。

もう一つは、労働集約型企業ということで、旅館や飲食店を思えば分かると思いますが、労働力の不足が起きるでしょう。

それから、これはちょっと言いづらいですが、地方企業です。東京の人口は若干増えていますが、それ以外の道府県はみんな減少ということで、特にローカル地域の人口減少はかなり大きいので、過疎化の進捗が大きいと思います。

それから、中小企業については、体力がないところから弱っていくので、財務体質が脆弱な中小企業はどんどん事業再生に入っていくと見ています。

そういった意味で、事業再構築ということで、我々として2つの見方をしていますが、まずは地域を超えた事業再構築ということで、業界再編的な話ですけれども、先ほど申し上げたアベックス社のようなケースです。

それから、地域内における事業再構築ということで、先ほど説明はしませんでした。青森県の浅虫温泉の旅館を3つ一週に再生するようなことを当社ではやっています。こういった面的な再生ということも考えています。

そういった事業再構築の際に重要なのは、支援する側と支援される側、簡単に言うと、債務者企業とスポンサー企業の価格のずれは必ず起きてきていて、そのずれを「金融機関調整」と呼んでおりますが、そういったことが非常に重要になってくるということです。

その金融機関調整をスムーズにするための多数決は、個人的な意見になりますが、非常に意義が高いのではないかと考えているところです。

14ページ目、参考ですが、最近、事業再生で、金融機関の能力が落ちているのではないかとのご意見が多数ありましたので、今、地域金融機関の皆さんに研修をやっています。こういったことを事業再生支援高度化事業でやらせていただいているということだけ御紹介させていただきたいと思えます。

私からは以上でございます。

○神田委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、以上の説明を受けまして、残りの時間は、皆様方に御質問、御意見を出していただく時間とさせていただきます。

前回と同じなのですが、御発言いただける委員の皆様方には、名札を立てていただければありがたく存じます。順次、御指名させていただきます。

オンラインの方は、Webexの挙手ボタンを押すなどしていただければと思います。

御発言の際に、マイクをお持ちいたします。

それと、今回は、時間の関係で、ある程度御発言いただいて、質問にお答えいただこうと思ったものの、一つ一つにお答えいただくということになってしまいました。今日も、ある程度御発言いただいて、お答えいただくということを試みてみたいと思えます。ですが、状況に応じて、個別にお答えいただくこともありかなと考えております。

それでは、札を立てていただいているのは、三木先生、藤原先生ですので、三木先生からお願いいたします。

○三木委員　　実務家協会に2点、御質問したいと思えます。

1点目は、スライドでいいますと、7ページに書いてありますが、実務家協会さんがイメージする「本制度の利用に至る二つの流れ」というところです。これを見ますと、現在の事業再生ADRをこれまでどおり活用していただいて、それでうまくいかない場合に、新しい制度を使っただけを基本的なイメージとして持っておられると思えます。

その場合ですが、事業再生ADRが頓挫して、一からこの新しい手続を始めるのはさすがに迅速性に欠けますので、そういうゼロスタートといった仕組みはなかなか取り難いかと思えます。

したがって、時間的な迅速性を考えると、移行手続の組立てが重要になってくるのですが、現時点で、事業再生ADRから新しい制度への移行手続の具体的な制度設計について何かお考えがあるのな

ら、それを伺いたいというのが第1点です。

第2点ですが、頭数要件や債権額要件などの議論もさることながら、事業再構築計画が適正かつ公平につくられることこそが重要だという御意見は私も全く同感であり、これまでもそのような意見は述べてきたところです。

そこで、適正で公平な再構築計画案をつくるための仕組みというか、手続ですが、現在の事業再生ADRでも、手続実施者に選定される予定の者が申請前の段階から事業再生計画案の策定に何らかの形で関与し、債務者等に対して助言等を行うことはやっていると伺っておりますけれども、今度の新しい制度では、その機能をより一層充実させる必要があるかと思えます。なぜなら、今度の制度は、多数決原理で、少数の金融機関の反対を押し切ってでもやれるという仕組みですから、なおさら事業再構築計画案の内容の充実が求められるかと思われるからです。

その場合ですが、今度つくられる制度の第三者機関の受皿に実務家協会になると仮定した場合、あるいはならない場合であっても、一般論としてでも結構ですが、第三者機関の構成員の顔ぶれといえますか、実際に助言等に当たる人員の問題ですが、現在の実務家協会では、先ほど見せていただいたスライドによりますと、弁護士と公認会計士がほとんどで、あと2名、そうでない方がおられる。これはどういう方か、私には分かりませんが、今度の新しい制度で第三者機関になる組織といえますか、あるいはその構成員については、それにプラスして事業そのものの専門家、あるいは事業再建の事業者側の専門家、あるいはコンサルのような者など、具体的にはいろいろ考えられると思いますが、そうした弁護士や公認会計士以外の人たちを充実させることも考えられるのではないかと個人的に思っております。その辺について、何か御意見があれば伺いたいと思えます。

この2点をお願いします。

○神田委員長　　どうもありがとうございました。

御質問を続けていただくと分からなくなってしまうので、ここでお答えいただいたほうが良いと思います。すみません。実務家協会様、お願いします。

○中井オブザーバー　　三木先生、御質問ありがとうございます。

まず、第1点目については、本制度をどのような形で法律化するのか。

案1は、産業競争力強化法を改正するという形、案2は、新しく立法するという形、この選択の問題と密接に関連していると思います。

先ほどプレゼンで申し上げたとおり、全員同意型を目指すことは、債務者にとっても、対象債権者の理解を得て再生手続を進めていくということです。対象債権者にとっても、本来、全員が納得する

計画が立案されることが好ましい。したがって、これまでの事業再生ADR手続に対する評価も踏まえるならば、全員同意型を目指す手続が先行する。具体的には、事業再生ADR手続が先行する。計画の公正性が確認できれば、本来、全員同意を得て、そのまま進むのが好ましい。しかし、不幸にして、決議の段階もしくは決議前の協議段階で、ある債権者の理解が得られないと判断したときに、本制度に移行するということが1つ目のイメージです。

それは、どの段階で移行するかによっておのずと変わってくると思いますが、決議会議まで持ってきている場合、事業再生ADRでいえば、手続実施者が計画内容の公正性・公平性を確認して調査報告を出し、その中で、公正である、妥当であるという結論が出た上での決議に至っているわけです。そのため、移行した場面で、また新たに第三者機関が手続の内容についての判断を求める必要はない。そのためにこそ、ここで今回強調したのは、例えば、数値基準、資産評定基準について、2つの制度の間でダブルスタンダードを設ける必要はないとすれば、1つの同じ基準に従って内容が審査されているなら、その結果は本制度においても活用できると思っております。

決議に至る前に手続移行する場面も当然あるだろうと思えます。先ほど報告がありましたように、取下げ案件がございます。取下げ案件は、途中で全対象債権者の同意が得られないと考えたために、最後の決議に至る前に取り下げているものです。このような場面では、その進行状況に応じて本制度に移行した上で、新たな指定機関が選任する専門家が調査報告を行う。その人は、事業再生ADRにおける手続実施者と同じ者が選任されることが妨げられないとすれば、それまでの事前の手続を活用して、本制度における調査報告を行い、それに基づいて、本制度の下での決議が行われる。法定多数になれば、裁判所の認可で計画は成立する。このようなストーリーがあり得るのではないかと考えております。

事案によっては、これは適切かどうか分かりませんが、日本の法制度になじみの少ない金融機関の方が対象債権者になる場合、いわゆる私的整理についての理解が当初から得られにくいとき、最初から一時停止命令が必要になってくるときは、最初から本制度が活用されると思えます。それが第2場面で、こちらの例は少ないけれども、そのための手当てはしておくべきでしょう。それは、立法においては、強化法の改正でできるのか、新法まで必要なのかという議論と結びついてくるのではないかとというのが1点目の私の今の理解です。

2点目につきましては、現在の事業再生ADRの手続自身は、確かに弁護士が多数を占め、公認会計士がなお何人かいます。それらが中心になって実務を行っております。

先生が御懸念の計画内容の問題は、事業について、ある程度知っていないと判断できないのではな

いか、そのあたりについても専門家が必要ではないかという御意見かと思えます。

これについては、まず、債務者側についても、弁護士以外に、必ずファイナンシャルアドバイザーのような事業再生のエキスパートがついておりまして、計画立案に関与しております。他方で、第三者機関、つまり手続実施者側も、仮に弁護士・公認会計士としても、それぞれその補助者として必要な人材を活用することができております。

具体的に、そういう事業に詳しい方が手続実施者的な役割を担うことができるかという問題がそもそもあると思ひまして、現段階の事業再生に関連する専門家層を見たとき、もちろんREVICさんの経験者の方々や活性協の経験者に入っていただくなどはあるかもしれませんが、現在、経済産業省令で定めている資格要件に合致する方は、今のところは少ないと思ひます。その分を補充するとすれば、省令の見直しが少し必要になってくるかもしれませんが、資格要件の見直しが必要になってくるかもしれません。しかし、果たして資格要件を緩和するのがいいのか、今の体制の中で、補助者的な立場で、積極的にお入りいただいて活用するのがいいのか、ここは選択の問題と感じます。

どちらがいいと言っているわけではございませんが、御指摘の点は十分考えなければいけないと思ひております。

取りあえずの回答は以上です。

○神田委員長　よろしゅうございますか。

○三木委員　はい。

○神田委員長　ありがとうございました。

では、お隣の藤原先生、どうぞお願いします。

○藤原委員　ありがとうございます。高井先生に2点、御質問です。資料4を読み解くのがやや難しいところがあるのですけれども、1ページ目の「以上から、」という最後の項目のところは、既存の私的整理では、一部の債権者の反対が出てきてしまって、成立が難しい企業を対象にすべきであると記載されています。しかしながら、既存のADRから今回の新制度に移行する場合、様々な問題が生じ得るので、結論としては、並置、選択的の制度にすべきだとおっしゃっているのでしょうか。また2ページ目の「担保付債権の取扱いについて」の最後の丸ポツ2つですが、これは両論併記のような形になっています。上のポツの民事再生手続型を原則的な取扱いとすべきと理解すればよいのでしょうか。この2点について御質問させていただきます。

○神田委員長　では、お願いします。

○高井オブザーバー　では、高井から御回答申し上げます。

まず、1点目ですが、どちらの意見が多いかという点、既存の私的整理をまず行って、それが成立できなかった場合に、本制度を使うのが良いという考え方が多くなっております。

しかしその点について、違う意見の者ももちろんおります。いろいろな意見がありますが、その代表的なところは、多数決制度が後で控えているのであれば、全員同意の手続などは最初から入らないという場合もあるのではないかという意見です。そうすると、最初から網をかける必要があるのではないかとすると並置論ということで、最初から事業再生ADRに入らないで、この手続に入る必要性があるのではないかという議論もあるところだと思います。

ただ、多くの者は、ほかの既存の私的整理、民事再生手続の法的手続への影響を非常に気にしております。そうすると、並置した場合について、先ほどから申し上げているとおり、大部分の事業者が多数決制度に集まってしまうという弊害をどのように解消できるのかというのが非常に大きな問題です。そうすると、制度の始めに戻って最初の私的整理手続を行い、その上で決議をして、駄目だった場合は、最後、認可だけの形で本制度を申し立てる。もしくは、事業再生ADRの途中で駄目だった場合は、先ほど中井先生からありましたように、そこから本制度に移行するといった形で行うことがいいのではないかと考えているのが1点目です。

2点目につきましては、担保権については、多くのものは原則型として別除権構成でいいのではないかとこのところではあります。

ただ、前回の南委員の発言に共感を得るところもございます。事業再生ADRのオプション型ということで、最初に事業再生ADRを行い、手続を進めて決議を行ったら反対者がいた場合、そこから裁判所が認可する際に、もう一回多数決をやるのではなくて、最初の決議を後から評価した場合に、反対者は4分の1未満であることを確認する。主要な事業に使う不動産や機械についての担保権者は同意しているではないかを確認する。では、これは実行可能性のある計画だから認可していいという評価の仕方を想定すれば、そこはスムーズに進むのではないかと考えます。

○藤原委員 念のため確認します。事業再生ADRから本制度に移行する場合は、極端に言うと、裁判所の認可だけ付け加わるような形で、一からやり直したり、途中からやるのではなく、最後だけ裁判所が公正性などを確認して結論を出す。そのようなイメージで書かれているということによろしいでしょうか。

○高井オブザーバー そう書いているのですが、そうはいかない弊害がありますので、最初に事業再生ADRの手続をはじめたあとに、上手くいく見通しが立たずにすぐ本制度へ移行しなくてはいけない場合があるだろうとっております。

○藤原委員 分かりました。ありがとうございます。

○神田委員長 ありがとうございます。

それでは、こちらのほうへ行きまして、杉本委員、小林委員の順で、杉本委員、どうぞ。

○杉本委員 ありがとうございます。私からは、日弁連さんと実務家協会さんに、この制度の位置づけについて、先ほどの藤原先生の御質問の延長的なところもありますが、質問させていただきます。

まず、先ほどの高井先生の御回答は、この制度としては、オプション型であるのが望ましいのではないかというお答えだったかと思いますが、だとすれば、オプション型であるという内容は条文の中にも表現として入れるべきとお考えなのでしょうか。例えば、条文でどう表現するかは難しいですが、既存の私的整理が成立困難であったことを要件として入れることまで想定されているのか、あるいは、実務的運用として、そのような運用を行うべきだということだけで足りるのか、その点、お考えをお聞きしたいと思います。

同じ位置づけの部分について、中井先生にも質問させていただきたいのですが、実務家協会さんの資料の中で、この制度は、一部債権者が同意しない場合の備えの制度として位置づけるべきではないかという表現がありまして、全員同意を得ることを基本とするべきであると。このことは、日弁連さんが言うところの、原則としてはオプション型であるべきだという点と同趣旨なのかということを確認させていただきたいと思います。先ほどの三木先生の御質問に対する中井先生の御回答をお聞きすると、基本的にはオプション型をイメージされているのかなと感じたところですが、お考えをもう少しお聞きできればと思います。

その場合に、先ほどと同じ質問になりますが、そのような基本的な姿勢は条文の中で表現するべきなのか、実務的運用としてでよいのかということも、中井先生からもお考えをお聞きしたいと思います。

個人的には、備えとして位置づけるべきだとなってしまうと、一応備えがあったほうが、手続としては使いやすいのではないかと考えることもできると思ったところです。既存の私的整理からこの制度への移行の場合の連続性が本当に維持できるのかということころは、先生方の御指摘のとおりでありますので、そうすると、一応備えつきで、こちらの制度の利用から開始するという傾向になるのではないかと感じたところではあります。

オプション型という御趣旨だとしても、今日の資料の一時停止のところ、一部債権者が一時停止に反対して、最初からこの制度の一時停止命令を活用することもあるのではないかということが書かれていました。だとすると、本制度から始まっていくわけですが、その計画案に対しても、まずは全

員合意を目指すという姿勢は変わらないという御趣旨なのかというところもお聞きしたいです。最初からこの制度を利用する場合も、まずは全員合意を目指すのか。全員同意をまず目指すのであれば、例えば、努力義務規定のような形で条文の中に表現されなければいけないのか、そのあたりをお聞きできればというところでございます。

すみません。あとお二方に1点ずつ質問がございまして、まず、高井先生に清算価値保障原則の在り方についてです。

資料の3ページの「計画案決議について」の部分で、数値基準を遵守するべきであるということでした。この表現の仕方がよく分からなかったのですが、数値基準がきちんと満たされていれば、清算価値の保障は特に問題ではないという御趣旨なのか、清算価値保障原則もある前提で、数値基準をしっかり遵守するべきという御趣旨なのか、清算価値保障の部分をもう少しお聞きできればと思いました。

最後に、中井先生に一時停止命令の厳格性について。私の理解が及んでいないのかもしれませんが、日弁連の資料によれば、一時停止命令に関しては、法的拘束力を有することになるので、民事再生法を参考にしながら、発令要件を明確化すべきという御提案でした。しかし、中井先生の御報告では、相当性と必要性の判断でよいのではないかと、すなわち、比較的柔軟な判断で一時停止命令を出すことでもよいのではないかと。迅速性の観点から、そのような判断になるように思われるのですが、実務家協会としても、裁判所による発令が相当であると書かれているので、法的拘束力を有するものと位置づけているのではないかとおられますが、その場合、この発令要件については、比較的柔軟でよいという御趣旨なのか、もう少しお聞きできればと思います。

多くあって、すみません。以上です。

○神田委員長　　ありがとうございました。

それでは、中井先生、高井先生、どちらでも。お願いします。

○高井オブザーバー　　では、1点目については日弁連と実務家協会、両方だったので、私、高井から申し上げます。先ほど、オプション型、並置型と申し上げたものは、この資料には書いていないのですが、説明のために用いました。既存の私的整理が事業再生ADRで始まっている場合は、一時停止も既存の事業再生ADRの一時停止が始まっていて、先例がありますとおり、決議したものの少数の反対のみがあった場合、それ以降の部分は本制度を行うというのをオプション型と申し上げています。これは先ほどの御質問への回答のとおりです。その決議よりも前に反対者がいて、これは新しい制度に行くべきだということで移行することもあるだろうとっております。

並置型というのは、最初から新しい制度を取るような法制度になる場合を前提として申し上げていまして、その場合は、一時停止は裁判所が認定して、裁判所が対象債権者全員に対して法的な期日を持ったものを行うということで、ほかの私的整理が入らない前提なものですから、そこは入り口がちよっと違うということで申し上げておりました。

○中井オブザーバー　中井です。複数、御質問を頂いたのですが、まず、1つ目のオプション型か並置型かというのは、法制度の在り方について議論するのか、望ましい運用として、どのようなものを想定しているのか、この違いを認識しながら考える必要があると思っています。

すなわち、多数決制の私的整理という制度をつくる以上は、入り口段階で全債権者の同意を得られない事例は避けられないだろうと認識しているのですが、他方で、全員同意を目指すような事業再生計画をつくり、それについて、全債権者の理解を得て、計画を遂行するのが望ましいと思っています。

この両方をどうミックスするかなのですが、債務者サイドもしくは銀行サイドとしては、全員同意を目指して事業再生計画を作り、審議を進める。調査報告が出た。否決されたときに、法定多数決を得ているときには、裁判所の認可で計画が成立するような道筋を考える。

ただ、同じ道筋のときは、全員同意を得たら、もちろんその段階で計画は成立する。法定多数で一部反対のときは、裁判所の認可で成立する。これが望ましいルートであろうと思っています。

ただ、多数決制の場合、高井さんもおっしゃったように、そういう枠組みをつくったときは、入り口で協力しない債権者がいたときに一時停止命令を活用するとすれば、手続は最初から新しい本制度で進むことになるでしょう。

その場合でも、先ほど申しましたように、全員の同意を目指すのが債務者の態度であり、債権者も恐らくその手続のほうを望むから、運用としてはそのように行く。現実には、本制度を使って全員同意が得られれば、可決認可の手続に進む必要がないわけですから、そこで成立する。法定多数で一部反対のときは、裁判所の認可手続に入る。いずれにしろ、全員同意であれば成立。法定多数のときには、事業再生ADRを使用していた場合は本制度に移行して成立。最初から本制度を使っていて、全員同意なら成立。法定多数で一部反対なら裁判所認可で成立。制度としては2本になるものの、実質は、1本の全員同意を目指して、結論は2つに分かれて、どちらかで成立していく。実はこういうイメージです。

次の御質問として、それを法律の条文に書き込むのですかという御質問になりますと、これは法制上の問題がありますから、事業再生ADRにトライして、駄目だったときに本制度に移るといった制度は、正直、なかなか難しいのではないかと考えます。とすると、法制度としてはやはり2本あるの

だろうと。しかし、いずれにしろ、実務的には全員同意を目指して、先ほどのいずれかの結論になっていくのではないかと考えています。

もう一つの一時停止命令についてもお話しさせていただくと、本来は全員同意を目指して審査をし、計画についての合理性を考え、一時停止命令の要請でスタートする。そこで全員同意すれば、事業再生ADR手続であれば、それで手続は済む。本制度であれば、全員同意が得られれば、裁判所の一時停止命令を必要とせずに、そのまま本制度の手続の中に入っていける。反対する人がいるかもしれないと思ったけれども、全員同意を得られるように努力した結果、全員同意が得られれば裁判所の一時停止命令は不要になります。この場合結果として、本制度も一時停止命令不要のまま、手続を遂行させることができる。これが一時停止命令の位置づけです。

一時停止命令の発令の要件についての御質問だったと思うのですが、一時停止の要請をする前には、どちらの手続であれ、事前に審査し、協議し、計画の蓋然性について考え、それから正式に手続が始まるわけですので、事前に、裁判所が判断するのに必要な一定の資料が必要としてもそれはあります。そして、事業再生の道を債権者の皆さんに諮るための機会の場を与えて、最終全員合意が成立すればいい。法定多数が成立すれば、本制度で可決する。そのようなチャンスを与えるための制度ですから、裁判所としてチャンスを与えることの必要性と相当性については、それ以前の調査の結果を踏まえれば判断できると考えている。だから、必要性と相当性というのは、まさにその場を与えるための必要性と相当性という整理をしています。

御質問の趣旨にかなったかどうか分かりませんが、そのように考えております。

○高井オブザーバー　日弁連の高井です。私の清算価値保障のところですが、日弁連の5の（1）で、確かに、そういったフレーズで、清算価値の保障を求めているが、各種の数値基準が設けられており、それをを用いるべきであると記載しておりました。読みにくい表現になってしまって大変恐縮でございます。申し訳ございません。同じ5の（3）の2つ目のポチで、要件としましては、①計画案が清算価値保障を満たしており、②公平に扱ったものであり、③決議要件が充足しているということで、清算価値を前提としているということで、ここを記載したつもりでございます。

それから、先ほど私が御質問に直截に答えていないのが、オプション型になった場合に、法律上の要件を入れるかどうかということです。もしオプション型の法案になった場合は、法律上の要件に入ると理解していますので、事業再生ADRをやった後でという形になるだろうと思います。それが決議まで行くのか、途中、何とか反対者を説得したが失敗したため、途中から始まるのか、駄目でも一応事業再生ADRの申立てをして、すぐ移行するのか、それは両方あり得るかもしれませんが、オブ

ション型になった場合は、法律上の要件に入ることを前提として御説明申し上げております。

○杉本委員　　ありがとうございました。

すみません。中井先生にご回答いただいた、入り口の話について、入り口は1つというか、全員同意が得られれば、従来型の私的整理のような形で進んでいくけれども、そううまくいかない場合には、本制度も使えるようにするということかと思えます。入り口はどの手続なのでしょう。ごめんなさい。理解が追いつかず。

○中井オブザーバー　　説明が不適切で、すみません。入り口段階で、法制度としては2つにならざるを得ないのではないかとということです。例えば、私的整理を理解していない債権者銀行がいらっしやったときに、その方も含めて手続を進めざるを得ない。でも、その方について、一時停止要請に同意していただく見込みが完全でない、非常に難しいというときは、入り口からこの制度を使うわけですから、法制度としては2本とせざるを得ないのではないかと。

ただ、実務的運用として、最初から裁判所による一時停止命令を活用する事例は非常に少ないのではないかと、もしくは少ないことが望ましいのではないかとと思えます。債務者としては、今後、事業再生をして、債権者の皆さん、金融機関の皆さんに一定の御負担をかけるわけですから、全員の理解を得た合理的な計画をつくるべく努力すべきです。すべき論で、そのとおりに行動していただけるかどうかという不確かさは残りますが、本来的には、全員同意型を求めて手続をするのが望ましいと考えている。こういう趣旨で、御理解いただけたでしょうか。

○杉本委員　　ありがとうございます。だとすると、手続開始時点で、本制度の利用申請をしたけれども、いざ始めてみると、全員合意が成り立ち得るような場合には、従来型の準則型私的整理のような流れを最終的に取ることもあり得るし、途中までうまくいったのだけれども、最後、一部債権者反対になってしまったので、決議の段階では多数決の利用にもなり得るし、柔軟な動きがあるようなイメージということではよろしかったでしょうか。

○中井オブザーバー　　表現を改めると、線路が2本あります。上の線路が事業再生ADRだとすれば、本制度は下の線路で、上から下におりてくることはあると思えます。でも、下の本制度が始まったときは、本制度で最後まで行く。ただ、最後は、全員同意が得られれば可決、裁判所の手続は不要になる。こういうイメージです。

○杉本委員　　ありがとうございました。

○神田委員長　　ありがとうございました。

それでは、小林先生、どうぞお願いします。

○小林委員　いろいろ御説明、どうもありがとうございました。大変勉強になりました。

総論部分については、議論が既になされていたと思いますので、私は、まず、担保付債権の扱いについて御質問したいと思います。

日弁連様の御意見では、非保全債権だけが権利変更の対象で、議決権も非保全債権だけとしつつ、保全債権も含めて決議するという表現ぶりだったので、この意味について質問したいと思います。

私の理解したところでは、保全債権も含めて、決議で全員一致を取れば、もう裁判所認可は必要ないから、それを確かめるチャンスを与えるという趣旨かと思ったのですが、それが正しいかどうかは1つと、もし全員一致が取れなかった場合には、保全債権の決議はどういう意味があるのでしょうか。非保全債権は、非保全債権の権利変更の議決権として、可決されるかどうかの部分の意味があると思いますが、保全債権の決議はどういう意味があるのかということです。全員一致でない場合には、先ほど高井先生からも話がありましたが、別除権協定的な性格だと理解するということだったので、計画案に書いてある内容の別除権協定についての債務者側の提案に対して、担保権者側が許諾するということを意味しているのかなとも思ったのですが、その理解が正しいかどうかは第2点です。ただ、そう理解した場合に思うのは、そのような決議の場合に、私的整理でよくやるのは、ほかの債権者が全員賛成すれば同意するという条件付、明示か黙示かで決議、同意することが多いので、保全債権者が同意したことが個別の別除権協定的な同意と擬制するというか、許諾等を擬制することはちょっと無理があるのではないかと思ったというのが質問内容でした。

中井先生にも御質問したいのは、担保権付の取扱いで、意見書に書いてあるのですが、実務家協会の意見では、保全債権については権利変更の対象にならないと。保全・非保全の区別についても、議決権のための手続確定のためだけだと。そういう御説明、御意見だったので、そうすると、保全債権については権利変更が全くなされない。それは期限の利益を与えるリスクの内容も含む権利変更がなされないということになってしまうと思うのですが、その場合、保全債権者が全員賛成でなかった場合に、履行可能性はどのように判断すればいいのかということです。保全債権者の個別の同意がなされていない段階で決議がなされた場合、非保全債権の権利変更がなされたとしても、保全債権部分が非常に不安定な立場に立つ、リスクもなされていないという状況になるので、それで履行可能性の判断が相当難しくなるのではないかという点を質問したいと思います。

その点について、日弁連の意見では、裁判所の認可要件としては、事業用として必要な資産の担保権者の許諾、これは決議に限らないのかもしれませんが、同意がされていることが認可の条件だと書いてあると私は理解したのですが、それについて、中井先生の御意見を頂ければなと思います。

もう一点あるのですが、とりあえず。

○神田委員長 どうもありがとうございました。

では、お願いします。

○高井オブザーバー では、先に日弁連の高井から。

日弁連の意見の3の3つ目のポツの御質問なのですが、2つ目のポツは、別除権構成であり、こちらの意見がかなり多いところでした。

2ポツ目の別除権構成と3ポツ目は連動していない話でございますので、2ポツ目とは別の制度として3ポツ目のような制度とすることもあり得るというのが3つ目になっております。

それを前提として、御質問が3つありましたが、1つ目について、もう一度明確に御質問いただけますと幸いです。

○小林委員 保全債権者の決議を取るという意味は、全員一致を取れば、裁判所認可が必要とされないチャンスを与えるという意味なのでしょうか。

○高井オブザーバー 1つ目は、御指摘のとおりの意味でございます。3ポツ目に書いたのは、そういう意味で書いております。

2つ目は、保全債権者が賛成することはどういった意味を持つのかということかと思いますが、権利変更の対象としては非保全部分であるという前提で、非保全部分の決議について、裁判所が後から見ても、反対が4分の1未満であれば認可できるということになりますので、保全部分はその権利変更部分についての議決権を行使したという評価はしていないという整理を一応しております。

その上で、ただ、全員一致でまとまっていないものですから、認可という手続を裁判所がする上で、重要な財産について、反対者がもしいた場合は、認可手続が進まないわけです。その少数者が重要な財産を持っている保全債権者だった場合は、反対しているわけですので、これは進まないでしょう。裁判所が幾ら認可と言っても、履行はできないでしょう。そこまでの修正を裁判所認可に持たせることはできないだろうということで、裁判所は、保全部分の賛成者がいることを確認することで、認可として意味を持たせているといった考え方をしているというのが2つ目のお話でございます。

最後、3つ目は、擬制をしているという御指摘ですが、そのとおりで、擬制をしているような状況で考えていました。すなわち、全員一致の投票がされて、メインバンク保全債権者が賛成している。少数の非保全債権者が反対している。裁判所の手続はそこから入る。裁判所が少数であることを確認して、そのほかの要件については問題ないということで認可をする場合において、保全部分の方が賛成しているのであれば、この計画案に異論がない。保全部分の債権者は、全員一致を前提として賛成

票を出しているのではないかとということですが、それを、この計画が認可されることを前提として賛成していると擬制ができるのではないかと考えるのか、それは無理ではないかという御質問だったと思いますが、制度上は、そこでそのようなことができるのではないかと考えております。

○小林委員　分かりました。つまり、条件付の賛成という前提ではない同意を保全債権者に求めると。そのように私は理解しました。

○中井オブザーバー　中井ですが、小林委員の御質問を正確に理解したか、ちょっと自信がないのですが、実務家協会としての担保付債権の取扱いについては、「意見書」に記載したとおりです。

それを前提に、まず申し上げたい第1点は、現在の民事再生手続においては、担保権は別除権として取り扱われている。権利の変更については、いわゆる非保全部分についての権利の変更のみである。担保の保全部分については、弁済を受けることを可能とし、特段法的な制約があるわけではない。どのように解決されているかということ、担保権者と債務者との協議に委ねられている。具体的には、別除権協定が成立すること。成立していないとしても、成立する見込みがあるかどうか。これらのことについては、監督委員が調査し、担保権者の意向も確認し、裁判所に対して、履行可能性も含めた意見書を出している。それを踏まえて、裁判所は計画認可の判断をしている。構造としては、本制度が取られた場合、計画の中には、権利変更の内容としては、非保全部分についてのみの権利の変更が書かれる。しかし、事業再生計画の中には、再構築とか、具体的に何をやるかということ以外に、保全債権についての弁済の計画も当然書かれている。それが成立したからといって、そこに法的拘束力が及ぶわけではないとしても、その計画の内容の公正・妥当性について、手続実施者が確認するときに、履行可能性についても調査する。具体的には、担保権者の意向を確認する。担保権者の意向であり、決議における担保権者の同意では決してありません。決議における同意・不同意の対象ではなくて、現在の事業再生ADRという手続実施者は担保権者の意向を確認する。結果として、調査報告書の中には、権利の変更が正当・相当であるということと併せて、履行可能性についてのコメントがある。

本件の場合ですが、裁判所が可決するときに、内容の公正性のみならず、履行可能性について、もし問題があるとすれば、その調査報告書に基づいた判断がなされる。基本的には、保全債権部分について、権利の変更が及ばないことを前提としたとしても、計画遂行には何ら支障が生じないのではないかと。

加えて、一時停止命令の効力の中身の問題についても触れていますが、その計画の決議までの間は、担保権の行使は停止されるべきであるという意見を述べております。計画が法定多数で成立すれば、認可するところまで、一時停止命令の効力は自動的に延長されるべきである。計画が成立したという

ことは、第三者機関の履行可能性についての判断を踏まえて、裁判所が認可したわけですから、認可後は、対象債権者はその計画内容に従った行動を取り、担保権者もその行動を取ることが当然予定されている。そこで異なった行動、計画の可能性を潰すような担保権実行があることはそもそも想定しなくてよいという理解をしております。それによって、履行可能性も含めて担保されるのではないかと考えております。

逆に、保全債権についても権利の変更等を及ぼすとすれば、意見書に書いたとおり、担保といっても、不動産もあれば、機械もあれば、動産もあるわけですから、それぞれの担保権者に合わせた計画をつくって、計画の中で、それについての同意を個別に得ていくといった極めて複雑・難解な錯綜した計画をつくらざるを得ませんので、それは、早期・迅速なる事業再生を目指す制度をつくるに当たって、過大な負担を与えるものであって、適切ではない。それをしなくても、現在の金融機関との信頼関係の下で、計画の履行可能性は十分確保できると考えております。

○小林委員　どうもありがとうございました。一時停止は、計画が成立すれば、効力がなくなると思いますので、保全債権者で、リスクを含めて権利変更がされていない状態、別除権協定がされていない状態でもあり得るといふところからの質問だったのですが、民事再生法の別除権と同じ扱いだから、民事再生法でも何とかなっているというか、うまく遂行できているので、その理解でも、本制度でも遂行されるだろうといった御発言と私は理解いたしました。

もう一つの質問は、第三者機関のところなのですが、先ほどの三木先生とのやり取りの中で、これは、本制度の中で、事業再構築というものを対象要件に入れるか入れないか、あるいは、その中身を具体的に明確にしているのか、していないのかにも関わるのかもしれないのですけれども、第三者機関として、事業コンサル的な、事業性の評価ができる専門家を入れる必要があるかどうかということについて、中井先生からの御発言がありました。

ただ、今の事業再生でも、例えば事業再生ADRでも、事業再構築というか、事業面での改善策は往々にしてやっていて、それは債務者側で、事業コンサルが長い期間かけて練った計画でやっている。それについて、第三者機関が評価するのは相当難しい。つまり、合理的かどうかという判断をしても、数値基準などでは明確に判断できるのですが、事業再構築的な収益改善策が合理的かという点、非常に幅のある範囲内での評価になるし、そもそも事業コンサルが長年やってきた計画ですので、それを第三者機関がやるとすると、時間も相当かかり、裁量の範囲内で、どれが合理的かという評価が相当難しくなると思いますので、私は第三者機関として、事業コンサル的な立場の方が必須だとはあまり思っていなかったのですけれども、そのあたり、中井先生の御意見はいかがですか。

○中井オブザーバー　ありがとうございます。先ほどの三木先生のお話の中で、事業再構築の中身について、事業再構築の専門家もいたほうがいいのではないかという御意見、御質問に対して、それは選択肢としてはあり得るとまず申し上げた上で、現在の手続実施者の補助者として必要であれば、そういう方々の意見を聞くことは可能であるという趣旨の発言をしたつもりでした。手続実施者として、その人が必ず必要であるというところまで申し上げたつもりはありませんでした。

ただ、今の御発言の中で、当該会社にとって何がベストの再構築なのかということで、この計画の内容については複数の選択肢があるだろうと思います。そのどれを取るのかということが重要というよりは、複数の選択肢の中のどれを選択するかによって、債権者の負担も変わってくるわけですが、どれを選択するかという選択の判断の合理性というよりは、選択した結果、それが全ての債権者にとって公正・公平であり、かつ遂行可能性があるかどうかを第三者機関、専門家が判断する。ここが中心になる。それであっても、その選択が著しく不合理であるという場面がないわけではないとすれば、そこについては、そういう専門家の助力を得るといってはあっているのではないかと、それを排斥する必要まではないと思っています。

ただ、小林委員の御発言は、今の手続の中において、それは十分できているのではないかという御趣旨だとすれば、その結論部分については、私も全く異存ありません。別の意見を持っているわけはありません。

○神田委員長　よろしいでしょうか。

○小林委員　はい。

○神田委員長　どうもありがとうございました。

それでは、山本委員、長田委員、南委員、望月委員の順で、もし可能であれば、多少手短にしていただけるとありがたく思います。よろしく願いいたします。

○山本委員　それでは、端的に質問させていただきますが、まず、日弁連のペーパー、事業再生実務家協会のペーパーに書かれてあることの多くは私も賛成なのですが、若干気になったところだけ質問させていただきます。

日弁連のペーパーの4ページの「認可要件」のところ、判断に時間がかかる要件を設定すべきではないとして、その例示として、計画案の履行可能性という点が挙げられています。ただ、先ほど高井オブザーバーが、担保権の保全部分について、重要な財産で同意が得られないような場合には、裁判所の認可には至らないのではないかと。そのときに履行可能性ということに言及されたようにも思うのですが、この趣旨について、履行可能性は本当に要らないのか。私自身は、ほかの倒産手続の

再生・更生計画の認可の要件として入っているものを、そこで除外できるというのは本当に可能なのかと疑問に思います。実務家協会が書かれているように、当然、第三者機関が一定の審査をしていますので、裁判所が一から判断するわけではなくて、その審査を踏まえて判断するということになると思うのですが、その要件が全くないということで、反対した債権者にその合理性が説明できるのかというのは少し疑問に思っているものですから、その御趣旨を説明いただきたいというのが1点です。

2点目は、事業再生実務家協会に対する御質問で、一時停止命令という概念ですけれども、それは担保権にも適用があるという御趣旨だったと思うのですが、それは担保権の実行の中止といった一旦開始した手続を止めることを超えて、担保権の実行の着手自体をできなくする、すなわちこれは実行の禁止と言われているものなのですが、そこまで含んでいるのかどうかをお聞きしたい。仮に、実行の禁止まで含んでいるとしたときに、私の理解する限りは、ほかの倒産手続で実行禁止まで認めているのは、包括的禁止命令だけではないかと思っているのですが、この比較的緩やかな手続の中で、実行を完全に禁止してしまうことが可能とお考えなのか、それはどうしても必要だとすれば、その理由はどこにあるのか、そのあたりについて御質問させていただければと思います。

○高井オブザーバー　では、1点目、高井から。

趣旨としましては、この認可の手続に時間がかかってはいけないということでございます。履行可能性は重要でございますが、履行可能性の判断を裁判所が行うとすると、多分手続の最初から入っていることが重要になってくるのではないかと。最後のところだけ見たとしても、即時抗告が行われたときに、その判断の妥当性に、裁判所がどこまで耐え得るのかというところが不安でございますので、最初から本制度を利用するいわゆる並置型として、なおかつある程度裁判所がコミットしているという形であれば、計画の履行可能性について、裁判所がある程度迅速に判断できるとは思っております。

迅速に判断することができるかどうかというところがポイントでございます。先ほど申し上げた、担保権者が反対していない、もしくは、中井先生が別の観点の質問の中で補足されましたが、反対債権者がいて、ただ、保全債権者が賛成している中で認可するとき、保全債権者に認可の可否について確認を取るのとはそんなに時間がかかることではないものですから、こういったレベルの中ではできると思います。しかし、判断に時間のかかるものである場合については、非常に厳しいのではないかと考えており、一概に排除するというよりは、時間のかからない範囲内のものであればということでも申し上げた次第でございます。

以上です。

○中井オブザーバー 山本先生、難しい質問ありがとうございます。

現在の事業再生ADRの手続では、全員同意を前提としますが、基本的には、債権の回収、担保権の設定、かつ法的倒産手続の申立て等をしないということについて同意を得て止めてもらっています。

今回、このうち、債権の回収の手続自体を止めるのは、非保全債権も保全債権も当然含まれるという整理をしております。

他方、法的倒産手続の禁止までをこの一時停止命令でできるというのは困難であろうと思っています。加えて、相殺という形での権利行使もあり得ると思うのですが、相殺についても、一時停止命令で禁止することは難しいのではないかと考えております。

ぎりぎり残るのが担保権の実行部分です。私どもの「意見書」の中で考えていたことは、少なくとも、この決議集会までの間、事業再生というチャンスを経済者に与える場を設定するために必要かつ相当であれば、担保権実行についても停止命令の対象になるという趣旨で書いております。

ただ、今、山本和彦先生から、法的倒産手続においての中止命令の対象を超えるという御指摘を受けたことを踏まえて、さらによく考えさせていただきたいと思います。「意見書」は、実行の禁止まで含めて書いていますが、改めてよく考えたいと思っています。

○神田委員長 どうもありがとうございました。

それでは、次に、山田委員、どうぞお願いいたします。

○山田委員 ありがとうございます。1点のみ、日弁連の高井先生にお伺いできればと存じます。聞こえていますでしょうか。

○神田委員長 大丈夫です。どうぞ。

○山田委員 口頭で、私的整理から裁判所へ移行した事案があるというお話がありまして、その決議の段階で少数の反対者がいた場合、裁判所による調停に代わる決定等の利用が考えられたのかなと推測しているところですが、仮に、裁判所への移行が運用で利用可能であった場合に、本制度を利用する際の両手続の違いと、本制度を設けることによるメリットについてお伺いできればと存じます。もちろん、制度化することによりまして、資料の共有とか、事業再生ADRによってなされた調査を判断の基礎にできるということ、あるいは裁判所の判断基準が明確化されるといったことはあるかと思いますが、そのあたりの御意見、御感想を伺えればと思います。よろしくお願いいたします。

○高井オブザーバー ありがとうございます。日弁連の高井です。

特定調停での対応との違いということかと思いますが。特定調停と私的整理は全く別の手続ですが、先ほど申し上げたとおり、私的整理がうまくいかなかった場合に、特定調停の民事調停法17条決定な

どを利用することを目的として移行するという案があるということです。

ただ、これは、特定調停のそういった機能を運用で賄っている部分がございます。今回は、一定の問題のある立法事実の上で、シームレスに移行するような手続を考えられていると認識しております。よって、使い勝手、なおかつ、特定調停の17条決定ですと2週間で異議があった場合は成立しないという形になりますので、多数決の中で少数者の反対が強硬にあったとしても、全体的な見地から、認可される本手続の一定の利用価値はあるのではないかと考えております。

御質問に対する回答になっておりますでしょうか。

○神田委員長 よろしゅうございますか。

○山田委員 ありがとうございます。

○神田委員長 ありがとうございます。

長田委員、お願いいたします。

○長田委員 御説明ありがとうございます。

本制度の成立によって、通常の企業経営にネガティブな影響が出ないということが非常に重要だと思っているわけですが、具体的には、例えば、金融機関が貸付けにおいて、新しい審査基準を設定するようなことがないこと。さらに例えば、債権者の構成に対する懸念や債権シェアに対する懸念などが生まれにくいことが非常に重要だと思っております。その観点からは、通常、私的整理は全員一致の下で行われるべきであって、あくまでもオプション的に新制度が使われると皆様が整理されていると理解しております。

それに当たりまして、資料5-1の8ページ、9ページにお書きいただきました計画内容の公正性・公平性、合理性の確保基準について御質問がございます。

この新制度は、公平・公正で合理的な計画であって、一部債権者が不合理に反対することを想定されていると思っておりますが、この不合理な理由というものをかみ砕いて申せば、もっとよいやり方があるのではないかとということで反対されていることになるのだと思います。つまり、全員一致の場合、1つしかプランがなかったとしても、公正・公平で合理的だと推論されるのだと思うのですが、反対者がいる以上、あらゆるシナリオの中で、最もよいということを担保せねばならないということになるかと思っております。その観点から、より高い基準が設定されることによって、本制度が濫用されないということになるかと思うのですが、実際、高い基準といったときに、それが実務的に設定可能なものかというのがお伺いしたい第1の点でございます。

第2の点の質問は、非常に単純な質問で恐縮なのですが、債務者の海外子会社が海外現地で現地金

融機関から調達を行い、親会社として債務保証しているというケースはよくあると思うのですが、このプロセスにおいて、海外現地の金融機関はどのように扱われるのか。債権者の一部として、他の債権者と同じに取り扱われる場合、この全体の手続が今後、実務的に、現実的に対応可能なものか、また、海外現地の金融機関において、一種、不信感が生まれるようなプロセスにならないのかという点について、御意見をお伺いしたいと思います。

○神田委員長　　どうもありがとうございました。

どちらの先生がお答えになるでしょうか。中井先生、お願いします。

○中井オブザーバー　　ありがとうございます。1つ目の御質問ですが、私どもの「意見書」でも、実は2ページの「本制度における手続の『質』」という項目で若干抽象的に書かせていただいたのですが、現在、事業再生ADRの内容の合理性を担保する制度として、資産の評定基準、数値基準などが設けられております。反対債権者を拘束するから、手続は厳格でなければならない、厳格にしてほしいという金融債権者の声が聞こえてきますが、それは本当に正しいことなのでしょうか、という根本的な疑問があります。事業再生ADRは、全員同意を求めて、極めて厳格に手続が進んでいます。

多数決制で懸念すべきは、現在取られている事業再生ADRにおける全員同意を取るための努力、その質を、多数決で、ある意味でいいことに簡略化し、少数債権者を、極論すれば、ないがしろにしても多数決が成立するという下で、今、事業再生ADRで行われている質より、ある意味で劣化した悪い状態で、その質を維持しないで手続が進むことです。目指すべきは、事業再生ADRにおける質を、多数決制が取られても維持し、さらにその質を高める努力をされること。つまり、質の劣化こそ、この手続の濫用と評すべきことであって、事業再生ADRで取られている質を維持する。逆に言えば、今、委員が御質問になられた高い基準の設定という考えはあまり賛成できません。具体的には何を高い基準にするのか、資産の評定の仕方を高い基準にするのか、数値基準を高くするのか、それらは適切ではないというのが実務家協会の問題意識です。逆に言えば、たとえ多数決制が取られても、多数債権者が濫用しないように、今の事業再生ADRにおける基準・質を維持することこそ大事であるという認識が、1つ目の問題に対する私の考えでございます。誤解があれば、また御指摘いただければと思います。

2つ目に、海外の子会社に対して、海外の金融機関が貸付けをしている場合、加えて、日本の本体が保証している例を挙げていただきました。大変難しい問題で、むしろ、海外案件をたくさんやられている小林委員や藤原委員、南委員のほうでお考えいただく、もしくは回答していただくのが適切な問題ではないかと思いますが、たとえ本制度を取り入れたとしても、海外金融機関の海外子会社に対

する主債務について、権利の変更を行うことが私的整理の延長線上でできるのかということについて、私はそもそも疑問といたしますか、困難さを感じております。

唯一、保証債務について、日本法人の親会社に対する権利の変更が仮に可能だとしても、海外子会社に対する権利の変更等ができないとすれば、結果としては実を結ばないのではないか。今のような事例については、対海外金融機関とは個別的な交渉をするほかないと私は思っております。

これは、海外音痴の私が答えるのは不適切で、大いなる誤解があれば、お許しいただきたいと思えます。

○長田委員 ありがとうございます。1点目につきましては、先生のおっしゃるとおりだと思っております。私的整理である以上、その内容面については、違う基準を設定し得ないとしますと、そのハードルを上げるための工夫は制度上どうあるべきかというところを疑問として申し上げて終わりにさせていただきます。どうもありがとうございました。

○神田委員長 すみません。時間の関係もございますので、あと、南先生と望月委員に御発言いただきたいので、南先生、お願いします。

○南委員 南でございます。REVICさん、実務家協会さん、日弁連さん、ありがとうございます。また、全銀協さんから竹尾オブザーバーにも御出席いただきまして、ありがとうございました。

実務家協会の中井先生の最後の熱い御発言については非常に同感ですので、それをお伝えしておきます。全員同意の私的整理を目指すのが本筋であるという点について、私も共感しますということをお伝えしたいと思います。

その意味で、REVICさんのペーパーの12ページ目に書いてございます決議要件、これは別に決議要件に限らずですが、特に2ボツ目の私的整理においては、現状の私的整理と、今議論している非保全のみを対象にしている議決権システムは、少なくとも感覚的には非常にずれているという点については、REVICさんと同意見でございます。

それを受けて、日弁連さんと実務家協会さんに簡単に幾つか質問ですが、まず、権利変更というところについて、リスケジュール、DES、DDS、いわゆる単純放棄ではないこの3つも含まれるかどうかについて、まず御回答いただきたいと思えます。

2点目につきましては、1点目の回答にもよるのですが、担保付の部分でカバーされている債権について、リスケ、DDS、DESがなされたときに、その部分についての議決権はどのようにお考えになるのか。

3点目につきましては、今、我々が事業再生実務家として直面している課題の1つとしては、LB

○により全資産担保に取られている会社の私的整理、法的整理があり、その場合には、いわゆる無担保債権、非保全債権が存在しないケースないしは可能性がある。また、立法がなされ、施行はまだですが、企業価値担保権なるものができます。その場合には、企業価値も全て担保権者が把握するということとなりますが、その場合に、今の議論の非保全債権のみを対象として議決するのだという枠組みが本当にワークするというか、少なくともこれでは使われなくなるので、それでいいのでしょうかという点に非常に疑問を持っています。

法的整理における、例えば、民事再生計画の同意対象は、再生債権を80%カットして、20%を支払いますという権利変更の部分のみが同意対象だということになっています。学説はいろいろあるのですが、おそらく実務はそうなっています。

ところが、私的整理は、基本的には、役員が交代しますとか、このように人員を改革しますとか、この店舗は閉鎖して、このようにリニューアルしますとか、そのあたりのプランも含めて、「まあ、いいんじゃない」と言って同意しているというのが現状ではないかと思います。よって、そういうプラクティスも前提とした上で、今の非保全債権のみを議決の対象として乗り切るべきだとお考えなのか。そうだとした場合に、これは山本先生の御質問とも絡むのですが、何ゆえに担保付債権まで一時停止の対象に加える根拠があるのかという点について御回答いただければと思います。

○高井オブザーバー 日弁連の高井から。

この制度を法的整理に近いものとするか、私的整理と考えるか、日弁連の内部でも考え方が違うのだろうなと思いながらまとめておりました。

民事再生と同じように考え、法的手続に近いものとして、裁判所は最後、多数決で認可するというイメージだとすると、そこの担保権の所有については、別除権ということで手当てすれば十分ではないかという意見が出ておりました。

他方、いや、本制度は私的整理ではないか、という考えからすると、3つ目のポツになるのですが、まず私的整理をやって、そこは保全・非保全は関係なく、全員一致を想定して手続を進める中で認可を取る。決議を取る。そこで少数債権者のほうが取れなかった、賛成しなかった場合について、非保全と保全の議論がまた日弁連内でも出たわけですが、そこは、先ほど小林委員からも質問があったとおりで、最終的には治癒できるような形、つまり、保全債権者から保全部分の権利についても、そこでちゃんと同意の確認を取ることで、取れた場合には認可をすることで、両方のバランスが取れるのではないかということでお示ししたのが、2ページ目の最後の「他方、」というところの案でございます。

その上で考えると、担保権者について、ないがしろにはしていない。重要な債権者という関係にある。もしくは最重要と表現してもいいかもしれません。それを前提として、私的整理の中に多数決が入ってくることをどちらに寄せて考えるのかによって、意見が2ページ目の2つ目のポツと3つ目のポツのところで分かれたと理解しているところでございます。

権利変更でリスケジュールが対象かという点、個人的には対象、権利変更だろうと理解しているところでございますし、担保付債権者についても、そういったことになるのだろうと理解しているところであります。

○南委員 DES、DDSは？

○高井オブザーバー 劣後化しますので、DESやDDSも同じですね。個人的には権利変更だと考えております。

○中井オブザーバー 中井ですが、南委員の御質問の多くに対して、ここで答える用意ができていないというのが正直なところです。

ただ、基本的な視点は何かといえば、どこまで重装備にするのか。権利は様々です。権利の変更の内容も様々です。それを実現するため、その前提として行われる構造改革の中身の厳格さについても、重いところから軽いところまで様々あります。つまり、事業再生計画の中には、非常に幅の広いものが持ち込まれ、そこで具体的な権利変更とされる部分についても、小さい部分から大きい部分まであります。その全てについて、債権者に法的拘束力が及ぶ同意を求める。同意が得られなかったら、裁判所の認可の効力として、強制力をもって同意させる。それをどこまで重くするのか。先生の御経験されている様々な事例を考えれば、軽い制度では対応できない場面があるものと推測します。しかし、多くの事例をまず念頭に置いて、それらが求めている事業再生をいかに円滑かつ早期に、実現可能な方法で、対象債権者の皆さんの理解を得て実行していくかという観点が大事だと私は思います。

そうだとすれば、その多くの場面でできるだけ活用できるような形、かつ重い負担にならずに手続が進む形、重い負担はないのだけれども、権利変更を強制される人にとっては納得感の得られる形を目指すべきものではないかと思っています。

その間に幅は非常に大きくあると思いますが、現実の実務対応の多くの場面で想定されることを念頭に考えれば、実務家協会の現在の事業再生ADRの実務を前提とし、そこに反対債権者が一部いたときに、どう計画を成立させて、その実行を可能にするか、その道を開くための制度として、本制度は意義があると思っています。重たくすることによって本制度が生かされない、使えないようになることは厳に控えるべきである。もしそれが本制度で使えないなら、使えないでよいというのが私の考

えで、それはどこに行くか。最も厳格な会社更生の手続で、適切に権利変更がなされるのが本来の姿ではないか。頭の中ではこのように整理しています。

御質問を3つほど頂きましたが、今の大きな枠組みの中で、ぜひ御理解いただければありがたいと思います。

○南委員 一言だけ。中井先生、御回答ありがとうございました。私は本制度を重くしようという趣旨ではなく、軽くしようという趣旨なので、軽くすべきだから、今の制度とほとんど同じでいいのではないですかと言っているだけの話です。つまり、今は、全員、同じ計画に同じように同意しているわけで、非保全債権部分を取り出して、非保全債権者のみの議決でやっていない。担保付であろうがなかろうが、一時停止を要請しているところで、担保付の人にも実行禁止まで要請しようという勢いなのに、担保付債権者に議決権を与えないような制度ではなく、今の制度とほぼ類似した制度でやりましょうというのが私の主張です。それだけ御理解ください。

○神田委員長 どうもありがとうございました。

それでは、望月委員、どうぞお願いいたします。

○望月委員 望月です。本日、御説明ありがとうございました。

すみません。1点だけ御質問できればと思います。

REVICの方のプレゼンの中で、今スライドで出ているものの1枚前のページ(11ページ)で、今日、「質」という言葉が何回か出てきましたが、ここの最後のところ、「一定のオーソリティを付与する仕組みがあった方が、金融機関の理解が得られやすいのではないか。」というところで、「指定法人」という言葉で書かれていますけれども、「第三者機関」と表現されているものと同じかと思うのですが、よい仕組みが出てくると先にも進むし、結局、金融機関としても先に進みやすいということで、質と速度の両方を加速するのではないかということと思いました。

今、「一定のオーソリティ」の例として、「指定法人の第三者性を担保等」と書かれています。ここに関して何か御意見とか、こういう仕組みがあってもいいのではないかというところがあれば、ちょっと教えていただければということで御質問させていただければと思います。

以上です。

○神田委員長 どうもありがとうございました。

では、REVICさん、お願いします。

○渡邊様 アイデアはありません。ただ、REVICを運営している立場から申し上げますと、この第三者性との戦いなのです。金融機関が我々を活用してくれるためには信頼性を担保しなくてははいけ

なくて、そのための仕組みと、ソフト面での金融機関の対応です。例えば、全員一致を求めているのであれば、丁寧な対応を行うとか、そういう長年積み上げた信頼関係が今はあるのだと私は理解しているのですが、では、我々にそういう仕組みが何かあるのかというと、いろいろな方法はあると思いますが、ここで具体的に申し上げるのも憚られますので、今はないというのが正しい回答かと思えます。

以上です。

○望月委員 分かりました。ありがとうございます。

○神田委員長 どうもありがとうございました。

あっという間に時間を既に15分延長しておりまして、大変申し訳ありません。

まだまだ議論は尽きないのですが、さらに追加でお気づきの点等ございましたら、事務局まで、電話でもメールでも、どのような形でも結構ですので、御連絡いただければ大変ありがたく存じます。

本日は、このあたりとさせていただきます。

事務局から事務連絡をお願いします。

○中西課長 ありがとうございます。

本日の小委員会の資料につきましては、経産省のホームページに既に公表してございます。

また、先ほど申し上げましたように、議事要旨につきましても追って掲載いたします。

また、小委員会の議事録につきましては、皆様方に御確認いただいた上で、後日、速やかに、発言者名と併せて公表させていただきます。

なお、お願いでございますが、御自身の発言内容については対外的にお話しただいて結構ですが、ほかの方の御発言について言及することはお控えいただければと存じます。

次回の第4回事業再構築小委員会は、日程調整の上、詳細につきましては、後日、事務局から御連絡させていただきます。

○神田委員長 どうもありがとうございました。

私の声が出にくくて、大変御迷惑をおかけいたしました。本日も大変熱心に御参加いただきまして、誠にありがとうございました。

以上で終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。

——了——